

持ち込みできないもの

産業廃棄物

産業廃棄物は、一般廃棄物とは別に、処理できる許可業者に委託しましょう。

相談先・問い合わせ 静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

廃プラスチック類



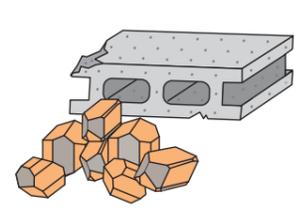
食品容器 弁当容器 合成ゴム製品 ビニール袋 ラミネートされた紙 発泡スチロール 等

金属類



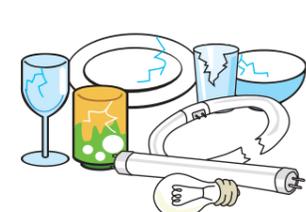
金属製の家具、電池、はさみ 等

がれき類



コンクリート破片、レンガ破片 等

陶磁器・ガラスくず



食器、蛍光灯、電球 等

家電類



掃除機、電話機、パソコン 等

リサイクル家電



処分方法は中面参照

廃油

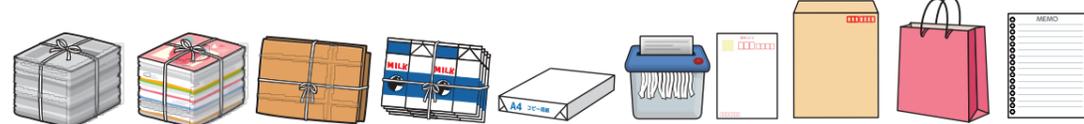


機械油、食用油、油がしみた布 等

資源物

資源物は、資源回収業者を利用しましょう。

古紙



※リサイクルできる古紙は、一般廃棄物であっても新環境クリーンセンターへの持ち込みはできません。

不適切な廃棄物が確認された場合にはお持ち帰りいただきます。
また、その後改善が見られない場合には、一定期間廃棄物の受け入れを拒否することがあります。

事業者の皆様へ

新環境クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

事業所から排出される廃棄物のうち、富士市新環境クリーンセンターに持ち込みできるものは下記の一般廃棄物のみです。*家庭でのごみの分別とは異なります。

富士市新環境クリーンセンター

〒417-0801 富士市大淵676

☎ 0545-35-0081

(月~金) 8:30~12:00 / 13:00~16:00

(土) 8:30~11:00

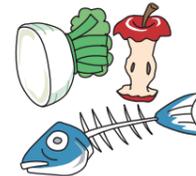
持ち込みできるもの

一般廃棄物

処理料金 150円 / 10kg

※透明または半透明の袋に入れて持ち込んでください。(家庭用の指定袋不可)

生ごみ



食品の食べ残り、売れ残り、調理くず、茶殻 等

紙くず



リサイクルできない紙

繊維くず



天然繊維の布団や衣類 等
天然皮革のかばん 等

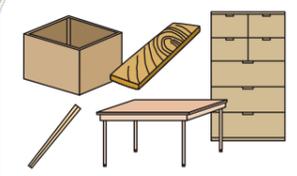
草花類

- 刈草や落ち葉、生花 等
- 剪定枝として取り扱わない草木類(長さ50cm、太さ直径10cmまで)

毒性等のある樹木	キョウチクトウ/アセビ/ウルシ/カイツカイブキ 等
発酵させにくいもの	ナンテン/ソテツ/ヤツデ 等
油分が多い樹木	松/モチの木 等
水分が多い樹木	実がついたままの柑橘類 等
多肉植物	サボテン/アロエ 等
繊維質のもの	竹/笹/シュロ 等
つるもの	キウイ/フジ/ブドウ 等
その他	根/枯れ枝 等



木くず



木製の家具、木製品(わりばし、木箱等)、木ざね(※)
※長さ50cm、厚さ直径10cmまで

排出事業者の業種によっては「産業廃棄物」に該当するものもあります。詳しくは中面をご覧ください。

剪定枝

処理料金 102円 / 10kg

持ち込みできる枝:長さ100cm、太さ直径15cmまで

※麻ひもか荒縄でしばるか、そのまま持ち込んでください。



長さ100cm、太さ直径15cmを超えるもの

【相談先】

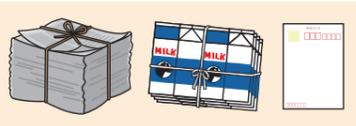
大興製紙リサイクルセンター

富士市蓼原244-3 ☎0545-66-1080

NO!

事業所から出るごみ(資源物を含む)を地区のごみ集積所や市の回収拠点に出すことは絶対にやめてください。

事業系ごみ〈事業系廃棄物〉分け方／分別表

一般廃棄物	生ごみ <ul style="list-style-type: none"> • 食品の食べ残り • 食品の売れ残り • 調理くず 等  <p>※水切りの徹底、生ごみ処理機を活用するなど、減量に努めましょう。</p>	新環境クリーンセンターへ自ら搬入 または一般廃棄物収集運搬業者に委託
	紙くず <ul style="list-style-type: none"> • リサイクルできない紙 汚れや臭いのついた紙、水に濡れた紙、防水加工された紙、ティッシュペーパー、インクジェット写真プリント用紙 等  <p>※ラミネートされた紙は産業廃棄物（廃プラスチック）です。</p>	
	繊維くず <ul style="list-style-type: none"> • 天然繊維（布団、毛布、衣類 等） • 天然皮革（かばん、くつ 等）  <p>※化学繊維製品は産業廃棄物（廃プラスチック）です。</p>	
	木くず <ul style="list-style-type: none"> • 木製の家具（金属やガラスは外して産業廃棄物へ） • 木製品（わりばし、木箱 等） • 木ぎれ（長さ50cm、厚さ10cmまで） 	
	草花類 <ul style="list-style-type: none"> • 刈草や落ち葉、生花 等 • 剪定枝として取り扱わない草木類 	
資源物	剪定枝 <ul style="list-style-type: none"> • 剪定した枝（長さ100cm、太さ15cmまで） • 剪定した枝（長さ100cm、太さ15cm以上） 	資源回収業者
	古紙 <ul style="list-style-type: none"> • 新聞（折込広告含む） • 段ボール • 紙パック • 雑誌（週刊誌、漫画本、単行本、専門誌、教科書、辞典、カタログ 等） • オフィス紙、シュレッダーくず • その他の紙：包装紙、紙箱、メモ用紙、はがき、紙袋、封筒、名刺、ポスター、カレンダー 等 	
リサイクル家電	<ul style="list-style-type: none"> • テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ） • 冷蔵庫、冷凍庫 • エアコン • 洗濯機、衣類乾燥機  <p>①処分する家電を購入したお店の連絡先がわかる場合 購入した販売店へ引き取りを依頼する。</p> <p>②処分する家電を購入したお店の連絡先がわからない場合 事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引取場所に持ち込む。</p> <p>近隣の指定引取場所：(株)篠原産業 ☎0545-32-2160 富士市中里 2608-43</p>	販売店または 指定引取場所

法令で定める20種類の産業廃棄物	
① 燃え殻	焼却残灰、炉清掃時の排出物、重油燃料灰 等
② 汚泥	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす等有機性のもの、中和沈殿汚泥、メッキ汚泥、ボンデかす、灰ソルト、けい藻土かす、排煙脱硫石こう、廃白土等無機性のもの
③ 廃油	鉱物性及び動・植物性の廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃圧延油、廃溶剤(シンナー、トリクロロエチレン等)、廃ウエス 等
④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、アルコール醗酵廃液、各種有機廃酸等すべての酸性廃液
⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん廃液、脱脂廃液等すべてのアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等の合成高分子系化合物の固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
⑦ 紙くず ★	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず【建設業】 紙くず【パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業】
⑧ 木くず ★	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず【建設業】 木くず、おがくず、木皮【木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業】 貨物の流通のために使用したパレット、こん包用木材【全業種該当】
⑨ 繊維くず ★	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず【建設業】 木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず【繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く)】
⑩ 動植物性残さ ★	魚、獣のあら、羽毛、果実の皮、種子、廃菌体 等【食品・医薬品・香料製造業】
⑪ 動物系固形不要物 ★	獣畜【と畜場】、食鳥【食鳥処理場】
⑫ ゴムくず	天然ゴムのくず
⑬ 金属くず	切削くず、ダライ粉、はんだかす、溶接かす、古鉄スクラップ 等
⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず 等
⑮ 鉱さい	キューポラノロ、アルミノロ、鑄物廃砂 等
⑯ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、アスファルトくず 等
⑰ 動物のふん尿 ★	牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿【畜産農業】
⑱ 動物の死体 ★	牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体【畜産農業】
⑲ ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじん等集じん施設によって集められたもの、電気集じん機等により捕集されたばいじん 等
⑳ 13号廃棄物	①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物 等)

★の項目は、【 】の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

産業廃棄物処理施設へ自ら搬入または産業廃棄物収集運搬業者に委託